

【感染症情報】日本における海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（接種可能時間帯、接種までの流れ等の決定）

【ポイント】

- 日本における海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（7月19日正午（日本時間）からインターネット予約受付開始。8月1日から接種開始）における、接種可能時間、接種までの流れ等が発表されました。
- 本事業によるワクチン接種を希望する方は、事前予約特設サイトを通じて渡航前に予約してください。

【本文】

1 7月14日に案内しました、日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先でのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国して新型コロナ・ワクチン接種を受けることを希望する方々を対象とする成田空港及び羽田空港におけるワクチン接種事業に関し、変異株指定国・地域以外からの入国者及び変異株指定国・地域からの入国者それぞれについて、日本到着から接種までの流れ等が発表されました。

2 7月17日現在、フィリピンからの入国者は「変異株指定国（3日待機）」に該当します。このため、本事業によるワクチン接種を希望する方は指定宿泊施設で3日間の待機を行った後、空港の特設会場でワクチン接種を受けることとなります（待機期間中は接種を受けられません）。

日本到着から接種までの流れは次の通りです。

（1）入国後、（到着日には接種を受けず）通常の水際措置に従って検疫所が確保する宿泊施設での待機を開始します。

（2）同施設での待機期間が経過した後、検疫所手配のバスで空港に戻る日の特設会場の開場時間帯（祝・休日を含む毎日、10時～13時、14時～17時の2部制）の中で接種が可能です。

予約の際は、到着日の翌日から起算して3日目以降の日付で予約してください。

（例：8月1日に到着した場合、4日以降）

- 事前予約特設サイト（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）

（3）検疫所が確保する宿泊施設での待機期間を経過した後に空港に戻る日に接種を受けない場合、自宅等での待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不利用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密（密閉・密集・密接）」の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し、接種を受けることが認められます。

【関連情報】

- 外務省海外安全ホームページ（日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(本事業について質問がある方は、まずは上記特設ページ内にある「よくある質問」コーナーをご一読ください。)

・厚生労働省ホームページ (検疫・新型コロナウイルス検査に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・出入国在留管理庁ホームページ (入国審査に関する情報)

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html

.....

この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジンに登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html